

うるま市民無料相談所

①市民無料法律相談

うるま市顧問弁護士：ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士

【とき】毎月第2木曜日 午後2時～午後4時

【ところ】石川庁舎（1階市民相談室）

【受付】市民ロビー 午後1時受付開始

【とき】毎月第4木曜日 午後2時～午後4時

【ところ】本庁（1階市民相談室）

【受付】2階市民生活課 午後1時受付開始

※先着8名

午後1時から受付カードを配布しますが、法律相談は先着8名までとなっておりますので、お早めにご来庁ください。窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない場合がありますので予めご了承ください。

②「春季行政相談強調週間」特設行政相談

5月20日(月)から26日(日)までの間を「春季行政相談強調週間」と定めています。お気軽にご相談ください。

【とき】5月21日(火) 午前10時～午後4時

【ところ】本庁3階第1会議室
石川庁舎1階市民相談室
勝連庁舎1階社協ボランティア室
与那城庁舎3階第3会議室 ←人権相談と同時開催

※行政相談(国の行政・特殊法人についての意見・要望等)は沖縄行政評価事務所(☎867-1100)でも平日相談可能です。

③全国一斉「人権擁護の日」特設人権相談

人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。お気軽にご相談ください。

【とき】6月3日(月) 午前10時～午後4時

【ところ】本庁3階第1会議室
石川庁舎1階市民相談室
与那城庁舎3階第3会議室
勝連庁舎1階社協会議室

※人権相談(近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰など)は法務局沖縄支局(☎937-3278)でも平日相談可能です。

④消費者相談

消費生活に関する商品やサービスの契約トラブル(悪質商法、架空請求、多重債務等)の相談を行います。

【とき】毎週水曜日 午前10時～午後4時

【ところ】市役所本庁1階市民相談室

※消費者相談は沖縄県県民生活センター(☎863-9214)でも平日相談可能です。

【お問い合わせ】①～④市民生活課☎973-5487

⑤子どもSOS相談メール

子ども本人からの悩み相談や子育て中の親などから子育てに関する悩み全般を受付けします。

【メールアドレス】kodomo-soudan@city.uruma.lg.jp

⑥子育て教育相談

児童の健全な発達と子育て等の悩みに対し臨床心理士がカウンセラーとして相談を受けます。

【とき】5月17日(金) 午後1時～午後5時

【ところ】石川保健相談センター(予約制)

【お問い合わせ】⑤～⑥児童家庭課☎973-5041

ひとり親家庭の皆様へのご案内 児童家庭課

☎973-4983

児童扶養手当の支給

離婚などにより、ひとり親となった児童の母親や父親、又は両親に代わって児童を養育している人に対し、その児童が18歳になり最初の3月31日を迎えるまでの期間(心身に中程度以上の障害がある場合は、20歳になる月まで)支給します。ただし、所得制限や資格要件等があります。

【手当の額】

(全部支給) 月額 41,430円
(一部支給) 月額 41,420円
9,780円

母子・父子家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭及び養育者世帯に対し、受けた医療費の本人負担分の一部を助成します。対象者はうるま市に住所があり、医療保険に加入している方で①母子家庭の母と児童、②父子家庭の父と児童、③養育者が養育する父母のいない児童

※ただし、所得制限や資格要件有

母子家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣業)

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が修学や病気等で日常生活を営む上で一時的に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣します。利用される方は事前に登録が必要です。

母子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭や寡婦の方たちの経済的自立の援助と児童の福祉のために、無利

子で資金の貸付を行っています。申請窓口は市で、県(中部福祉保健所)の審査を経て貸付の可否が決定されます。

【資金の種類】

修学(児童)・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・転宅・就学支度・結婚・事業開始・事業継続など。

ひとり親家庭の母及び父の資格取得と経済的自立を支援するために、次のような給付制度があります。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

医療事務やホームヘルパーなど指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の40% (8,001円以上で20万円以下)を支給します。

※受講開始前に必ずご相談ください。

高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師や介護福祉士などの資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に生活の負担軽減を図るための費用を支給します。

※事前にご相談ください

障害のある子供のために

特別児童扶養手当の支給

身体や精神に中程度以上の障害がある20歳未満のお子さんを扶養している父母又は養育者に支給します。ただし、所得制限等があります。

【手当の額】

1級該当の児童1人につき 月額50,400円
2級該当の児童1人につき 月額33,570円